

## 第11回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和6年2月9日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津 由藏 3番 杉山 幸進 4番 野坂 時夫  
5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫 7番 鳥山 良子  
8番 秋田 孝明 9番 濱谷 和恵
5. 欠席委員氏名 2番 青木 一人
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件  
  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
  
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
  
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

事務局長            それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年2月2日に招集告示致しました「令和5年度 第11回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は8名で、2番 青木委員が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出席予定でしたが、濱辺推進委員が欠席となります。

なお、2名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉            (～会長あいさつ～)

事務局長            それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉            それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

7番 鳥山 良子 委員、8番 秋田 孝明 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは1ページをお願い致します。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。

農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。

今回は相続1件の1筆、面積〇〇〇㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは2ページをお願い致します。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。両者合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。

今回は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による農地中間管理事業に係るものであり、番号1及び番号2がありますが同一案件となっておりますのでまとめて報告致します。1件の〇筆、〇〇〇〇〇㎡を合意解約するものであります。解約理由としては、別の農業者へ〇〇し所有権移転する予定であるためであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～質疑応答～)

他ございませんか。(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田      ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は令和6年1月30日（火）に、農業委員の長倉委員、澤谷委員及び農地利用最適化推進委員の浦須内委員と濱辺委員並びに事務局の5名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会への許可について、ご説明致します。今回の申請は1件の○筆でございます。申請地については、譲渡人が今後農地を管理し維持していくことが困難となり、譲受人へ○○にて所有権移転するものであります。取得後は○○○を作付けするとのことでした。申請地の位置図は、4ページでございます。また現地調査の結果については担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉      引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 浦須内      （～現地調査結果報告～）

議長 長倉      ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。（質疑なし）質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田      それでは5ページをお願い致します。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は3件でございます。

まず5ページの番号1については○○○○○建設のため、○○○  
○○及び仮設道路が必要となったために一時転用をするものであります。8ページ及び9ページをご覧ください。8ページは全体位置図、9ページは求積図となっております。転用計画については一部非農地も活用する計画であります。工事の際は耕作者と協議し、必要に応じ安全柵等の被害防除対策をいたします。

事務局 秋田      また、〇〇〇〇〇建設完了後は速やかに敷き鉄板等を撤去し農地へ復旧する計画であります。

次に戻りまして、5ページ及び6ページの番号2及び番号3についてご説明致します。こちらは、〇〇〇〇〇を設置するため一時転用をするものであります。11ページ及び12ページをご覧ください。11ページは平面図、12ページは立面図となっております。

転用計画については、11ページの平面図に記載のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇用地・〇〇〇〇・〇〇〇〇スペース・通路・〇〇〇〇〇〇〇〇であります。

申請地の位置図は7ページ及び10ページにございます。現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉      引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 浦須内      (～現地調査結果報告～)

議長 長倉      ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田      それでは13ページをご覧ください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、ご説明致します。今回の申請は〇件の〇筆で、全て農地中間管理機構を活用する計画でございます。番号1及び番号3-2は以前基盤強化法による利用集積計画で利用権設定期間が満了したため、農地中間管理事業へ切替え、再設定するものであります。それ以外は新規契約となります。契約内容についてはすべて〇〇貸借です。

貸借期間は〇年間で畑として利用します。申請地の位置図は、14ページから15ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第11回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和6年2月9日(金)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩